

仕 様 書

- 1 業務名 令和7年度小学校・中学校ほか（本庁管内）消防用設備等点検業務
- 2 業務場所
 - (1) 小学校 30校
 - 1) 養治小学校 : 下関市本町二丁目6-1
 - 2) 文関小学校 : 下関市上田中町一丁目14-1
 - 3) 名陵小学校 : 下関市名池町10-1
 - 4) 向山小学校 : 下関市向山町14-1 (旧幼稚園含む)
 - 5) 小月小学校 : 下関市小月西の台6-1
 - 6) 清末小学校 : 下関市清末西町一丁目6-1
 - 7) 王司小学校 : 下関市王司神田六丁目9-1
 - 8) 豊浦小学校 : 下関市長府亀の甲二丁目2-1
 - 9) 勝山小学校 : 下関市秋根上町二丁目2-1
 - 10) 吉田小学校 : 下関市大字吉田字高田1044-2
 - 11) 王喜小学校 : 下関市王喜本町二丁目12-30
 - 12) 内日小学校 : 下関市大字内日下字坂本1031
 - 13) 長府小学校 : 下関市長府松小田北町14-1
 - 14) 一の宮小学校 : 下関市一の宮住吉一丁目8-1
 - 15) 関西小学校 : 下関市関西町12-1
 - 16) 桜山小学校 : 下関市上新地町二丁目5-10
 - 17) 生野小学校 : 下関市幡生本町7-14
 - 18) 本村小学校 : 下関市彦島本村町三丁目16-1
 - 19) 西山小学校 : 下関市彦島迫町五丁目13-21
 - 20) 江浦小学校 : 下関市彦島江の浦町三丁目4-1
 - 21) 角倉小学校 : 下関市彦島角倉町三丁目5-5
 - 22) 川中小学校 : 下関市伊倉本町19-1
 - 23) 安岡小学校 : 下関市安岡町三丁目5-5
 - 24) 吉見小学校 : 下関市吉見里町一丁目8-1
 - 25) 蓋井小学校 : 下関市大字蓋井島字田町126-2 (教職員宿舍含む)
 - 26) 山の田小学校 : 下関市山の田中央町13-1
 - 27) 川中西小学校 : 下関市古屋町二丁目9-1
 - 28) 向井小学校 : 下関市彦島向井町二丁目20-1
 - 29) 垢田小学校 : 下関市新垢田西町一丁目1-1
 - 30) 熊野小学校 : 下関市熊野西町10-1
 - (2) 中学校 16校
 - 1) 日新中学校 : 下関市上田中町一丁目15-1
 - 2) 向洋中学校 : 下関市向洋町一丁目14-1
 - 3) 文洋中学校 : 下関市上新地町五丁目6-1
 - 4) 名陵中学校 : 下関市丸山町一丁目13-3
 - 5) 東部中学校 : 下関市清末陣屋5-10
 - 6) 長府中学校 : 下関市長府逢坂町3-1

- 7) 勝山中学校 : 下関市秋根上町二丁目5-1
 - 8) 川中中学校 : 下関市伊倉新町四丁目6-1
 - 9) 安岡中学校 : 下関市安岡町四丁目2-1
 - 10) 吉見中学校 : 下関市永田本町一丁目3-10 (青雲寮含む)
 - 11) 彦島中学校 : 下関市彦島江の浦町二丁目25-1
 - 12) 木屋川中学校 : 下関市木屋川南町二丁目660
 - 13) 山の田中学校 : 下関市山の田本町8-1
 - 14) 玄洋中学校 : 下関市彦島本村町二丁目8-1
 - 15) 垢田中学校 : 下関市大字垢田字笹原1127-6
 - 16) 長成中学校 : 下関市長府日の出町4-1
- (3) 旧小学校・旧中学校・旧幼稚園 小学校3校・中学校1校・幼稚園1園 (廃校・廃園中)
- 1) 旧神田小学校 : 下関市西神田町5-1
 - 2) 旧第二幼稚園 : 下関市入江町10-2
 - 3) 旧王江小学校 : 下関市入江町9-1
 - 4) 旧内日中学校 : 下関市大字内日下字福寿庵1196-2
 - 5) 旧吉母小学校 : 下関市大字吉母字塩谷287

3 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 消防法に定める消防用設備等の点検 (総合点検1回・機器点検1回) を行う。
(点検設備については別紙2設備一覧表を参照)
- (2) 点検の際、受注者は消防設備士免状の交付を受けている者 (以下「技術員」という。) を派遣し、消防法施行規則第31条の6第1項の点検を行うものとし、同条第3項により発注者の行う報告義務を補佐するものとする。この場合において当該業務の遂行については、事前に発注者に届け出て、発注者に支障のないようにすること。
- (3) 建築基準法により設置されている防火設備 (防排煙設備) についても、起動確認及び連動確認を総合点検時に1回行い報告書の作成を行う。
- (4) 製造年より10年目及び11年目の消火栓ホース、また前回の耐圧試験より3年を経過するもの及び経過した消火栓ホースについては、消火栓ホースの耐圧試験を行うものとする。(ノズルパッキン等の簡易な取替は本業務に含む。)
- (5) 製造年より11年目及び圧力不良等の機能不良の消火器は、取替を行う。
- (6) 消火器の放出試験は、放出試験未了分を優先し実施すること。
- (7) 消防用設備等点検結果報告書等の作成、関係各所への提出 (総合点検1回・機器点検1回) を行う。

5 提出書類

- (1) 消防用設備等点検結果報告書 (総合点検時2部、機能点検時は2部)
防火設備報告書 (総合点検時2部)
なお、各点検時の内1部はパイプ式ファイル (施設名のインデックス付) とする。
- (2) 技術員の名簿及び資格の写し 1部
(契約締結と同時に提出すること。技術員に異動がある場合も遅滞なく同様に提出すること。)
- (3) 消防用設備一覧表 (別紙2設備一覧表の点検後の最新版) 1部及び電子データ (指定ファイル形式)
- (4) 業務完了通知書 1部

6 委託料の支払

総合点検完了時と機器点検完了時の2回に分けての均等払いとし、それぞれの業務の完了後に行うものとする。ただし、委託料を分割するにあたり1円未満の端数が発生した場合は、その端数は最初に支払う委託料の額に含めるものとする。

7 設備の保全

発注者は、常に当該設備が正常の状態にあるように注意し、万一火災その他により作動したとき、又は発注者が事故を発見した時若しくは発注者がこの設備に影響を及ぼすおそれのある模様替えなどの工事を行うときは、速やかに受注者に通知して、発注者と受注者が協力して当該設備の保全に努めなければならない。

8 設備等の損傷の届出

- (1) 受注者は、業務の遂行中に当該設備の故障その他の事故を発見し、又は設備の朽廃等を発見した時は、遅滞なく発注者に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、当該業務に係るもの以外の設備であっても、発注者の設備に異常があることを確認したときは遅滞なく発注者に届け出なければならない。

9 修復の別途依頼

発注者は、前8.の届出により受注者の業務範囲外のもので、直ちに修復を必要とする場合には、特殊又は多額の修理費を要するものを除き、受注者に別途修復の依頼をすることができる。

10 その他

- (1) 既存設備図面は要求があれば発注者が所持する図面については支給するものとする。
- (2) 消火器の試験及び使用済に伴う薬剤の充填は本業務に含むものとする。なお、蓄圧式消火器の場合は、詰め替え充填又は新規の蓄圧式消火器との取替を行うものとする。取替が10本を超える学校については設置届を所管の消防署へ提出すること。
- (3) 防火扉、防火シャッターの総合点検は、必ず防火扉、防火シャッターを起動させること。
- (4) 避難器具の点検においては、平成28年3月31日付け消防予第99号「避難器具（救助袋）の点検及び報告の実施に係る留意事項について（通知）」に十分留意して行うこと。
- (5) 受注者は、業務の遂行に必要な工具及び材料を負担するものとする。
- (6) 点検時に確認された表示灯及び誘導灯(蛍光ランプ式)の球切れによる球交換は本業務に含むものとする。
- (7) 消火ポンプを運転した際は、受水槽及び呼水槽等の水位が定位置で停止することを確認すること。
- (8) 点検により早期に改修する必要がある場合は、発注者に連絡し指示を待つこと。
- (9) 点検に入る場合は学校関係者と十分に打合せを行うこと。
- (10) 旧小学校、旧中学校及び旧幼稚園は、点検作業を行う場合は発注者に事前に連絡すること。

11 環境に関する配慮事項

別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

12 下関市暴力団排除条例による措置

別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり